

宿泊約款

ホテル鹿島ノ森にご宿泊される際の約款です。ご利用になる前に必ずご一読ください。

第1条 適用範囲

- 1.当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

- 1.当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

- 1.宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超える時は3日間）の基本宿泊料を限度とする申込金のお支払いを求められます。
- 3.申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 1.前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2.宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

- 1.当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員等（以下「暴力団」および「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
 - (9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

- 1.宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2.当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

- 1.当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - (6) 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が泥酔等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、または、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (9) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (10) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

- 1.宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 客室の使用時間

- 1.宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15：00から翌日の12：00までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過4時間までは、室料金の3分の1
- (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

第10条 利用規則の遵守

- 1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

- 1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は、備付けパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

第12条 料金の支払い

- 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、ホテルタリフ及び<http://www.kajimanomori.co.jp/guestroom/index.html>に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、又は当ホテルが請求したとき、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
- 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

- 1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取扱い

- 1. 宿泊客がフロントキャッシャーにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。
- 2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントキャッシャーにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先だって当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がチェックインする際にお渡しいたします。
- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合、その所有者からの連絡を待ち、その指示にいたします。特段連絡がない場合、当ホテルでのお預かり期間は6ヶ月になります。
- 3. 遺失物については、法令に基づいてお取扱いいたします。

第17条 駐車責任

- 1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 宿泊客の責任

- 1. 宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

第19条 免責事項

- 1. 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

違約金（第6条第2項関係）

取消料率

	1名～15名	16名～
不泊	100%	100%
当日	80%	80%
前日	50%	50%
2日前	20%	20%
7日前	20%	20%
14日前	20%	20%
21日前		20%

- 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分（初日）の違約金を収受します。

利用規則

ホテル鹿島ノ森の利用規則です。ご利用になる前に必ずご一読ください。

ホテル鹿島ノ森ではお客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づいて、次のとおり利用規則を定めておりますのでお守りください。この規則をお守りいただけない場合には、宿泊約款第7条により、やむを得ずご宿泊およびホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げます。また事故がおきた場合には、お客様に損害のご負担をいただくこともありますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

第1条 客室のご利用について

- (1) 客室からの避難経路図は、客室ライティングデスク上に提示しておりますのでご確認ください。
- (2) ご宿泊登録者以外の方のご宿泊はご遠慮ください。
- (3) 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限り、お断りいたします。また心身耗弱、薬物、飲酒等により理性を失うなどして、他のお客様に迷惑と不安をおよぼすご利用者もご遠慮ください。

第2条 部屋の鍵

- (1) ご滞在中お部屋からお出になるときは、施錠をご確認ください。
- (2) ホテル内のレストラン・バーをご利用の際、会計伝票にご署名の場合は、お部屋のキー・ホルダーをご提示ください。
- (3) ご在室およびご就寝の際は、必ずドアの「かけがね」をおかけください。
- (4) お部屋のキーは、当ホテルをご出発のとき必ずフロントにご返却ください。

第3条 来訪者

- (1) 夜間のご訪問客とのご面会はロビーでお願いいたします。
- (2) ドアをロックされた時は「かけがね」をかけたままドアを開けるか、ドアスコープでご確認ください。なお不審者と思われる場合はフロント（ダイヤル7）にご連絡ください。

第4条 客室内

- (1) 客室内および廊下では、ホテルの許可なく炊事用等の火気およびキャンドル等をご使用にならないでください。また客室内での調理は堅くお断りいたします。
- (2) 火災になりやすい場所、特にベッドの上での喫煙はご遠慮ください。
- (3) ホテルの許可なく客室を営業行為・事務所・パーティ等、宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- (4) ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり、また客室内に造作を施し、あるいは改造したりしないでください。
- (5) 客室内の小物備品は、客室外に持ち出さないでください。
- (6) ホテルの外観を損傷するようなものを窓際に置かないでください。

第5条 貴重品

ご滞在中は現金、有価証券、貴金属その他貴重品の保管については、フロントでご用意しております貸金庫（無料）をご利用ください。

第6条 お預り物

お預り物の保管期間は、特にご指定のない限り下記のとおりとさせていただきます。保管期間を経過したお預り物は、法令に基づきお引き取りの意志がないものとして処理いたします。

- (1) フロントにての外来のお客様のお預り物 1ヵ月
- (2) クロークルームにてのお預り物 1ヵ月

第7条 遺失物

遺失物の保管期間は、発見日を含めて6ヶ月間とし、その後は遺失物規則により処理させていただきます。

第8条 駐車場のご利用

- (1) 駐車中の車内に貴重品およびその他の物品を留置しないでくださ

い。駐車中における紛失・盗難等については、その責任を負いかねます。

- (2) ホテルの係員による車の代行移動はいたしかねますのでご了承ください。

第9条 お会計

- (1) ご利用代金のお支払いは、現金またはご利用券、宿泊券、クレジットカード等、もしくは当ホテルが認めたそれに代るものとさせていただきます。
- (2) ご到着時にお預り金を申し受けることがございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご滞在中でも料金のご精算をお願いする場合がありますから、そのつどお支払いをお願いいたします。なお当ホテルが請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡していただく場合があります。
- (4) ご宿泊者以外の方から料金のお支払いを受けることになっているときは、定められた期日までにお支払いがなければ、ご宿泊者ご本人に直接お支払いをご請求申し上げます。
- (5) 法定の税金の他にサービス料としてお勘定の10%をいただいておりますので、お心付けなどはご辞退申し上げます。

第10条 ホテル内ではほかのお客様のご迷惑になる下記の物の持ち込み、または行為はご遠慮ください。

- (1) 犬・猫・小鳥そのほかの愛玩動物。
- (2) 発火または引火性のもの。
- (3) 悪臭・害毒を発生するもの。
- (4) そのほか法令で所持を禁じられているもの。
- (5) とばく・威圧的な言動・風紀を乱すような行為、またはほかのお客様に嫌悪感を与え、もしくは迷惑(騒音なども含む)になるような行為と言動。
- (6) ゆかた、スリッパ等で客室外に出ること。
- (7) 備付け品の移動または使用目的以外のご利用。
- (8) 広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘など。

第11条 資源を大切に使うため、節電・節水にご協力をお願いいたします。